

● 「再生資源物屋外保管事業場」 許可の更新について ●

令和3年11月1日に再生資源物の屋外保管事業場を設置していた方は、令和8年10月31日までに**許可の更新**が必要になります。

令和3年11月1日付けで「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」（以下、「条例」）が施行され、施行時点で既に再生資源物の屋外保管事業場を設置しており、条例施行の日に許可を受けたものとみなされた事業者の方々（以下、「みなし許可事業者」）は、令和8年10月31日に許可の期限を迎えるため、継続して事業を行う場合は許可の更新手続きが必要です。「みなし許可事業者」かどうかは、市のホームページでも確認できます。
https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/sangyohaikibutsu/documents/r8_3saiseisigenokugaihokanitiran.pdf

【重要説明事項】

- 許可の更新申請を行わずに許可期限が切れてしまった場合、改めて新規許可を取得することとなります。その場合、立地基準が適用されることになるため、住宅等が100m以内に所在する事業場は許可の取得ができず、令和8年11月1日以降は再生資源物の屋外保管はできなくなります。
- 火災の発生や不適正な保管による行政指導や改善命令などの処分を受けており、条例の欠格要件に該当する事業者は、許可の更新ができません。また、更新後でも許可が取り消しされることがあります。
- 再生資源物の屋外保管を無許可で行った場合は、罰則（1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）があります。

1 申請の手続きについて

(1) 申請及び問い合わせ窓口 【受付時間：平日 9:00～12:00、13:00～17:00】

千葉市 環境局 資源循環部 産業廃棄物指導課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 高層棟7階 Cカウンター

TEL：043-245-5754 FAX：043-245-5477 電子メール：sangyohaikibutsu.ENR@city.chiba.lg.jp

※申請にあたり事前に相談したい場合や許可申請書を提出する場合には、上記窓口に必ず電話予約をしてからは窓口にお越しください。

最低1～2か月以上かかるため早めに相談・申請を！

(2) 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

副本は申請者控えとなりますので、添付書類等はコピーでも構いません。

また、副本は申請書の確認、受付後（受付印を押印したとき）に返却します。

(3) 申請書の作成

ア 申請書の年月日は提出日を記入してください。その他の添付書類の年月日は作成日を記入してください。

イ 許可期限満了の2ヶ月前までに更新申請いただくと、期限満了前に許可証の交付が可能です。

ウ 提出書類は、2の提出書類一覧に従い、不足のないようにしてください。

エ 許可申請書及び添付書類等はA4の大きさに統一してください。（ただし図面はA3判可）

オ 提出書類は、書類一覧に記載の順に並べ、左を揃えて綴じてください。（許可申請書類は左側を二穴パンチし、フラットファイルに綴じてください。）

(4) 審査手数料

許可の更新申請をするには、書類審査後に25,000円の審査手数料の納入が必要になります。

2 提出書類一覧

提出書類		確認
1	屋外保管事業場許可の更新申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>
	(1) 住民票(3ヶ月以内に発行のもの) 申請書に記載した全ての個人(法定代理人が法人の場合は、その全ての役員を含む)の本籍(外国人の場合は国籍、在留資格・区分)の記載があり、個人番号の記載のないもの	<input type="checkbox"/>
	(2) 登記されていないことの証明書(3ヶ月以内に発行のもの) 申請書に記載した全ての個人の東京法務局発行の成年被後見人、被保佐人の情報が入っているもの。外国人の場合も同様	<input type="checkbox"/>
	(3) 申請者が条例第5条第5項第2号アからスまでに該当しない者であることを誓約する書面	<input type="checkbox"/>
2	屋外保管事業場の構造を明らかにする図面、設計計算書及び付近の見取り図	
	(1) 平面図 (注意;寸法と図面が合わないもの、手書きによるもの等は認められません)	<input type="checkbox"/>
	(2) 屋外保管事業場の付近の見取り図	<input type="checkbox"/>
	(3) 立面図、断面図、構造図、及び設計計算書*	<input type="checkbox"/>
	(4) 油水分離槽の構造、能力を示す書類*	<input type="checkbox"/>
	(5) 屋外保管事業場及び雑品スクラップ保管場の周囲に設ける囲いが、不燃材料であることが確認できる書類*	<input type="checkbox"/>
3	屋外保管事業場の用に供する土地の所有権等を有することを証する書類	
	(1) 土地の登記事項証明書(3ヶ月以内に発行のもの)	<input type="checkbox"/>
	(2) (借地の場合)賃貸借契約書の写し等*	<input type="checkbox"/>
4	法定代理人が法人の場合は、その登記事項証明書(3ヶ月以内に発行のもの)	<input type="checkbox"/>
5	法人のみ (1) 定款又は寄附行為の写し	<input type="checkbox"/>
	(2) 登記事項証明書(3ヶ月以内に発行のもの)	<input type="checkbox"/>

※該当がある場合のみ提出

3 手続きの流れ

